



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL: 03-6302-1919 FAX: 03-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone: 81-3-6302-1919 Fax: 81-3-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

伊勢神宮への参拝を行わないでください

内閣総理大臣 岸田文雄様

私たちは、貴職が昨年行った伊勢神宮参拝および敷地内での年頭記者会見を行わないように要請いたします。

伊勢神宮は宗教法人神社本庁の「本宗」に位置付けられている宗教施設であり、公人の参拝は憲法第20条3項が定める政教分離原則に違反します。

とりわけ、自らを「神宮」と呼び、「皇室の御祖先の神と仰ぎ、私たち国民の大御祖神（おおみおやがみ）として崇敬を集める天照大神をお祀りする」（伊勢神宮 HP から）と主張する伊勢神宮に参拝し、さらに年頭記者会見の場とすることは、この主張を受け入れ、国内外に広めることにならざるを得ません。

憲法において、天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基く」ものであって、神話に基づくものではありません。また、私たちは、憲法の保障する信教の自由に基つき、無神論を含めてそれぞれの考え方や信仰によって生きているのであり、伊勢神宮が主張する、日本国民は全員がその氏子であるとの立場を受け入れることはできません。

伊勢神宮が今なお主張する、戦前の国家神道体制下の特権的な立場を容認するかのような振る舞いは、憲法尊重擁護義務を課せられている総理大臣が決してしてはならないことです。

また、伊勢神宮参拝が、世界の人々、とりわけ「皇民化政策」のもとでの神社参拝を強要されたアジアの人々の目にどのように映るか想像すべきです。伊勢神宮は、かつて日本が行った植民地政策や侵略戦争に際して統治の手段となり、憲法前文にある「専制と隷属、圧迫と偏狭」の象徴であった海外神社の頂点に立ち、今日もなおそのような過去の罪責と向き合おうとしていません。その伊勢神宮を総理大臣が参拝し、年頭の記者会見を行うことは、戦前の国家神道体制とそれに基づく侵略政策を肯定することを意味するものにならざるを得ません。それが「国際社会において、名誉ある地位を占め」るためのものでないことは明らかです。

日本のキリスト教会は、かつて聖書ではなく国策に従い、1941年に教派合同を行って大政翼賛と戦争遂行のため日本基督教団を成立させ、富田満統理が伊勢神宮にその報告を行いました。また聖書が偶像崇拝と禁じているはずの神社参拝を「国民儀礼」の名で自ら行うのみならず、アジアの教会に対して強要しました。私たちはこのことを痛切に反省しており、二度とこのような過ちを犯すまいと神の前に悔い改めたものです。それゆえに、公人の神社参拝を看過することができません。

貴職が、紛れもない宗教施設である伊勢神宮に参拝することのないよう、また政府の政策が特定の宗教と結びついているかのような印象を与える記者会見を行うことのないよう要請します。

2023年12月4日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会
委員長 星出卓也